

市町村中核子ども発達支援センターの認定更新について

1. 概要

恵庭市子ども発達支援センターは、平成31年2月13日に「市町村中核子ども発達支援センター」として、北海道より認定を受けており地域の中核的施設として、発達の遅れ又は障がいのある児童とその家族への各種支援事業を行ってきているところであり、その施設認定の更新を行うものであります。

2. 現行の認定期間

平成31年2月13日から令和7年2月12日まで（6年間）

3. 認定更新

継続して事業を実施するために北海道に更新申請を行います。

4. 更新後の認定期間

令和7年2月13日～令和13年2月12日

5. 今後の新規取組事業

- ①巡回発達相談の拡充（通所支援事業所や子育て支援センター等への巡回）
- ②保育所等訪問支援の拡充（週1回から週2回の実施）